

校長	教頭	担任	養護教諭

病 欠 証 明 書

学 校 名	石川県立宝達高等学校		
学年・組 性別・年齢	年	組 (男 ・ 女)	年齢 歳
氏 名			
病 名			
	上記の疾患により _____ 年 _____ 月 _____ 日 から		
	_____ 年 _____ 月 _____ 日 まで _____ 日間の休養を		
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 要する 要した </div>	ことを証明する。		
	_____ 年 _____ 月 _____ 日		
	住 所		
	医療機関名		
	電話番号		
	医 師 名		印

(注) この証明書は学校において予防すべき感染症による出席停止の際の証明にのみ用いるものとする。

<参考>

学校保健安全法施行規則：第18条 学校において予防すべき感染症の種類は次のとおりとする。

(H27.1.21 一部改正)

第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。)、及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。)

第二種 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎

第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症